

令和4年3月定例会議事録

令和4年
第3回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和4年3月8日(火) 午後1時30分～午後2時10分

2. 開催場所 羽島市役所本庁舎3階 301・302会議室

3. 出席農業委員(16名)

1番	西川	ひとみ	2番	田中	敏信	3番	伊藤	克巳
4番	石原	晃	5番	大井	幸男	6番	花村	直良
7番	森川	朝子	8番	加藤	芳正	9番	時田	昌子
10番	山田	倉造	11番	浅野	喜代子	12番	服部	春彦
13番	佐藤	文恵	14番	宮田	圭	15番	大曾根	佳明
16番	岩田	悟						

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第4 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第5 議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

第6 議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第7 報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第8 報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第9 報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

理事(兼)産業振興部長 永田 久男

農政課長 安田 裕治

農政課主幹 山田 哲生

事務局長 柴田 泰宏

局長補佐 横山 健司

7. 会議の概要

○事務局長 本日の出席委員は16名全員で、在任する委員の過半数に達しているため総会が成立していることを報告する。

また、令和4年第1回の総会において継続審議とされ、その後、申請者からの申し出により申請が取り下げられた議案第1号番号1番について、〇〇〇〇の代理人弁護士より、令和4年2月28日付けで当該許可申請に係る申入書の提出があった旨、関係資料を配布し報告する。

続いて、配布資料の確認を行い、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項（議長の権限）の規定に基づき、会長に議事進行をお願いします。

○議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第3回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

第1 議事録署名者の指名について

○議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、14番委員及び15番委員を指名する。

第2 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長 『議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の内、番号7番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○局長補佐 「番号7番は農地の売買であり、申請地は、合計面積6,063㎡、農業振興地域内農用地区域外の農地が1筆、農業振興地域内農用地区域内の農地が7筆の合計8筆です。

譲受人は経営面積が5,161.4アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は全て自宅から約700m以内の場所にあり、営農に特に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第12号の内、番号7番について、許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第12号の内、番号7番について、許可決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

続いて、議案第12号の内、番号8番及び9番を上程し、事務局に説明を求める。

○局長補佐 「番号8番は農地の売買であり、申請地は、合計面積3,387㎡の3筆、全て農業振興地域内農用地区域内の農地です。

譲受人は経営面積が111.8アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は全て自宅から約7.5km以内の場所にあり、営農に特に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

続いて、番号9番は農地の売買であり、申請地は、面積2,031㎡の3筆、全て農業振興地域内農用地区域外の農地です。

譲受人は経営面積が49.6アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は全て自宅から約150m以内の場所にあり、営農に特に支障はないものと考えます。そ

の他、農地法第3条の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上2件について、ご審議をお願いいたします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第12号の内、番号8番及び9番について、許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第12号の内、番号8番及び9番について、許可決定いたします。」

第3 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 長 『議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○局長補佐 「番号2番について、転用事業者は申請地を農業用倉庫及び駐車場として使用したいとの申請です。

申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一段の農地の区域にあるため第1種農地となり、原則不許可となりますが、農地法施行令第4条第1項第2号イ、『農業用施設として利用する場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地は既に造成されており、農業用倉庫及び駐車場として使用されているため、追認での許可となります。

申請地の北側及び西側は宅地、南側は道路、東側は畑及び雑種地と

なっており、周囲の営農に支障のない状態となっています。
以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 「申請者は申請地から少し離れた所に在るアパートに住んでいるようですが、実際に農業を営営されているのですか。」

○事務局長 「住居はアパートですが、農業は営営されており、農作業に必要な農業用倉庫及び駐車場として実際に利用されております。」

○議長 「他にご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第13号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第13号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第4 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 「『議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求めます。」

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○局長補佐 「番号5番について、転用事業者は申請地の南側において金属板金加工の事業を営営しており、申請地を取得して不足する従業員駐車場と

して使用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内農用地区域に指定されておりましたが、令和3年5月12日に除外の手続きが完了しております。なお、分筆の形状が当初の予定と異なっておりますが、担当課であります農政課と協議し問題ないことを確認済みであります。

申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一段の農地の区域にあるため第1種農地となり、原則不許可となりますが、農地法施行規則第35条第5号、『既存の施設の拡張』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側は田、東側は道路、南側は宅地、西側は水路となっており、周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号6番について、転用事業者は共同で申請地を取得して、建設業資材置場として使用したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接するため第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側は水路、南側は道路、東側は雑種地、西側は水路となっています。周囲にはコンクリートブロックを設置し、周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号7番について、転用事業者は申請地を借りて建設業資材置場及び駐車場として令和10年8月末まで使用したいとの申請です。

申請地は、四方が道路や宅地に囲まれた宅地が連たんしている区域にあるため、原則転用可能な第3種農地に分類されます。

申請地の北側、西側及び南側は道路、東側は宅地となっており周囲には囲いを設け周囲の営農に支障のないようにします。

以上3件について、ご審議をお願いします。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第14号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第14号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第5 議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

○議長 『議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について』を上程し、事務局に説明を求める。

○局長補佐 「番号3番については、申請者は、母親が亡くなり、相続税の納税猶予を申請するため、適格者証明願を申請されたものです。

申請地は、市街化区域内の農地1筆で、面積は654㎡であり、現地を確認したところ、適正に管理がされております。

次に、番号4番についてですが、被相続人は、父親が亡くなり、相続税の納税猶予を申請するため、適格者証明願を申請されたものです。

申請地は、市街化調整区域内の農地2筆で、面積は合計で5,463㎡であります。現地を確認したところ、適正に管理がされております。

以上2件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第3号について証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第15号については、証明することといたします。」

第6 議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長 『議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について』の内、番号46番から60番、68番、73番、278番から280番及び385番を上程するが、議席番号〇〇番委員、〇〇番委員及び〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員、〇〇番委員及び〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○事務局長 「番号46番から60番は、〇〇〇〇が51, 333㎡について、利用権設定をするものです。
番号68番は、〇〇〇〇が合計面積6,052㎡について利用権設定をするものです。
番号73番は、〇〇〇〇が合計面積4,956㎡について利用権設定をするものです。
番号278番から280番、385番は、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地を〇〇〇〇、〇〇〇〇に転貸するものです。
以上21件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第16号の内、番号46番から60番、68番、73番、278番から280番及び385番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を

お願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第16号の内、番号46番から60番、68番、73番、278番から280番及び385番については、原案のとおり決定いたします。ここで、〇〇番委員、〇〇番委員及び〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員、〇〇番委員及び〇〇番委員入室)

続いて、議案第16号の内、番号267番、268番から273番、310番から313番を上程するが、議席番号〇〇番委員、〇〇番委員及び〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員、〇〇番委員及び〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○事務局長 「番号267番、268番から273番、310番から313番は、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地を〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇に転貸するものです。以上11件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第16号の内、番号267番、268番から273番、310番から313番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第16号の内、番号267番、268番から273番、310番から313番については、原案のとおり決定いたします。ここで、〇〇番委員、〇〇番委員及び〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員、〇〇番委員及び〇〇番委員入室)」

続いて、議案第16号の内、番号314番から323番、362番から375番、376番から378番を上程するが、議席番号〇〇番委員、〇〇番委員及び〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員、〇〇番委員及び〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○事務局長 「番号314番から323番、362番から375番、376番から378番については、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地を〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇に転貸するものです。

以上27件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第16号の内、番号314番から323番、362番から375番、376番から378番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第16号の内、番号314番から323番、362番から375番、376番から378番については、原

案のとおり決定いたします。ここで、〇〇番委員、〇〇番委員及び〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員、〇〇番委員及び〇〇番委員入室)」

続いて、議案第16号の内、番号61番から67番、69番から72番、74番から266番、274番から277番、281番から309番、324番から361番、379番から384番及び386番から416番を上程し、事務局に説明を求める。

○事務局長 「番号61番から67番、69番から72番については、〇〇〇〇が合計面積6,961㎡について、〇〇〇〇が合計面積6,864㎡について、〇〇〇〇が合計面積4,893㎡について、〇〇〇〇が2,264㎡について、それぞれ利用権設定するものです。

番号74番から246番については、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として、合計面積305,125.5㎡について利用権設定するものです。

番号247番から266番、274番から277番、281番から309番、324番から361番、379番から384番及び386番から416番については、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地を〇〇〇〇、〇〇〇〇へ転貸するものです。

以上312件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第16号の内、番号61番から67番、69番から72番、74番から266番、274番から277番、281番から309番、324番から361番、379番から384番及び386番から416番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第16号の内、番号61番から67番、69番から72番、74番から266番、274番から277番、281番から309番、324番から361番、379番から384番及び386番から416番については、原案のとおり決定いたします。」

第7 報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第8 報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第9 報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

○議長 『報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出報告について』、『報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について』、『報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について』を一括上程し、事務局に報告を求める。

○局長補佐 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。

○議長 本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。